

○山形県警察体力検定等実施要綱の制定について（例規通達）

平成27年10月14日

例規（人）第38号

この度、山形県警察体力検定等実施要綱を別添のとおり定め、平成27年10月20日から実施することとしたが、その趣旨等は下記のとおりであるので、効果的な推進に努められたい。

なお、山形県警察体力検定等実施要綱及び山形県警察体力検定等実施細目（平成15年4月1日付け例規（学）第25号）は、平成27年10月19日限り、廃止する。

記

1 趣旨

業務合理化の観点から、山形県体力検定等委員会を廃止し、その他所要の整理を行ったもの。

2 主な内容

- (1) 山形県体力検定等委員会を廃止した。
- (2) 警察体力検定又は体力テストの実施の都度行うこととした結果報告を、年に1回まとめて報告することとした。

別添

山形県体力検定等実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、山形県警察官（以下「警察官」という。）を対象に行う警察体力検定及び体力テスト（以下「体力検定等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 体力検定等の目的

体力検定等は、警察官に対し、自己の体力の現状を正確に確認させることにより、各人の健康管理と基礎体力の向上への意欲を喚起するとともに、得られたデータを基に警察官の体力水準向上のための諸施策を推進し、もって第一線執行力の強化に資することを目的とする。

第3 実施方法

体力検定等は、この要綱に定めるところによるほか、JAPPAT実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）及び文部科学省の新体力テスト実施要項（以下「体力テスト実施要項」という。）の定めるところにより行う。

第4 種目

1 警察体力検定の種目

JAPPAT（「Japan Police Physical Ability Test」の略。以下「ジャパット」という。）とする。

2 体力テストの種目

- (1) 握力
- (2) 上体起こし
- (3) 長座体前屈
- (4) 反復横とび
- (5) 20mシャトルラン
- (6) 立ち幅とび

第5 体力検定等の対象及び実施基準

1 対象

体力検定等の対象者は全警察官とする。ただし、山形県警察職員の健康管理に関する訓令（平成10年10月本部訓令第10号）第24条の規定により、要休業（勤務を休む必要のあるもの）、要軽業（勤務に制限をかける必要のあるもの）又は要注意（勤務をほぼ正常に行ってもよいもの）の健康管理指導区分の指定を受けている者及びマニュアルに定める健康疾患、傷病等のため体力検定等を受検することが適当でないと実施責任者が認める者については、体力検定等を免除する。

2 実施基準

体力検定等は、1年に1回以上行う。

第6 運営責任者等

1 運営責任者

- (1) 体力検定等の運営責任者は、警務部長とする。
- (2) 運営責任者は、体力検定等の実施に関する必要な事務及び運営を行うものとする。

2 実施責任者等

- (1) 体力検定等の実施責任者は、警察本部の課（刑事部機動捜査隊、交通部運転免許課、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊及び警備部機動隊を除く。）にあっては警務部人材育成課長とし、その他の所属にあっては各所属長とする。
- (2) 実施責任者は、平素から所属の職員に対して事前トレーニングを徹底させるなど、体力検定等を計画的かつ安全に実施しなければならない。

3 推進責任者

- (1) 実施責任者は、所属の職員の中から推進責任者を指定する。
- (2) 推進責任者は、効果的かつ安全な実施計画を策定し、実効ある体力検定等の実施に努めなければならない。
- (3) 推進責任者は、体力検定等の実施に必ず立会い、体力検定等が安全かつ適正に行われるよう努めなければならない。特に、ゴールの際の転倒に備え介添え補助員を配置するなど、事故防止のために細心の注意を払うこと。

4 測定責任者

- (1) 実施責任者は、所属の職員のうち体力検定等の実施に関する研修を受けた者の中から測定責任者を指定する。
- (2) 測定責任者は、体力検定等が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

第7 実施上の留意事項

体力検定等の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) マニュアル及び体力テスト実施要項に従って、適正かつ安全に行うこと。
- (2) 実施日を可能な限り早期に示達し、受検者が心身ともに十分な状態で受検できるよう配意すること。
- (3) 受検者の健康状態等を十分にチェックし、異常のある者には受検させないようにするとともに、準備運動及び整理運動を確実に行うこと。
- (4) 体力検定等に使用する器具等については、事前点検を徹底し、正しい方法で安全かつ正確な測定を行うこと。
- (5) 時季、場所、気象状況等を考慮して、体調及び記録に影響を及ぼすような条件下では実施しないこと。
- (6) 受検者の服装は、運動に適したものとすること。

第8 評価

1 警察体力検定

運営責任者は、警察体力検定級位基準表（別表）に基づき級位を認定する。

2 体力テスト

運営責任者は、体力テスト実施要項に基づき体力判定を行う。

第9 評価の通知

運営責任者は、受検結果の評価を各所属長に通知する。

第10 体力検定等の効力

体力検定等の認定の有効期間は、認定の日から翌年度末までとし、警察大学校、管区警

察学校等における認定の効果も同様とする。

第11 体力検定等の結果の活用

1 施策の積極的な実施

運営責任者は、体力検定等の所属ごとの傾向、部門ごとの傾向等を分析し、これを教養訓練に反映させるとともに、警察官の体力水準向上のための施策を積極的に講じるものとする。

2 個別指導

所属長は、所属の警察官が自己の体力レベルを正しく認識し、必要な体力の維持向上に努めるよう、体力検定等の結果を踏まえた個別指導を行うものとする。

第12 報告

1 実施計画

実施責任者は、当年度の体力検定等の実施計画を毎年4月30日までに体力検定等実施計画書（別記様式）により運営責任者に報告すること。

2 実施結果

実施責任者は、当年度の体力検定等の実施結果を毎年3月31日までに別に定める報告書により運営責任者に報告すること。

別表

警察体力検定級位基準表

級位	記録
AAA	60秒未満
AA	60秒以上70秒未満
A	70秒以上80秒未満
B	80秒以上90秒未満
C	90秒以上100秒未満
D	100秒以上

別記様式

年 月 日

運営責任者 殿

実施責任者

体力検定等実施計画書

1 実施計画

J A P P A T	実施時期	
	実施場所	
体力テスト	実施時期	
	実施場所	

2 責任者

任務名	職名	階級	氏名
推進責任者			
測定責任者			

別記様式